

**マイナ
保険証**

を持っていない人などには

**「資格確認書」
を交付します**



「資格確認書」とは

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録（申し込み）をしていない人などの被保険者資格を確認するためのものです。保険証の代わりとして交付されます。

- 氏名、被保険者記号・番号、有効期限などが記載されています。
- 有効期限が終了する際は更新されます。
- 有効期間は、各保険者が設定します。

イメージ



現在の保険証の代わりに

「資格確認書」で保険医療を受けることができます

医療機関の窓口で「資格確認書」を提示すれば、これまでどおり一定の窓口負担で医療を受けることができます。

交付する人

- マイナ保険証を持っていない人
 - ▶ マイナンバーカードを持っていない人
 - ▶ マイナンバーカードを持っているが、保険証として利用するための登録（申し込み）をしていない人 など
- マイナ保険証を持っているが、要介護高齢者、障がい者などでマイナ保険証で受診が難しい人（申請により交付）

交付するとき

- 12月2日以降、新規に資格を取得したときなど
- お持ちの保険証の有効期限が過ぎるとき（有効期限前に交付します）

**マイナ
保険証**

を持っている人には

**「資格情報のお知らせ」
を交付します**



「資格情報のお知らせ」とは

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録（申し込み）をした人へ資格情報をお知らせするものです。

- 氏名、被保険者記号・番号などが記載されています。

医療機関でマイナ保険証が利用できないときは

「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示してください

マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示すれば、これまでどおり一定の窓口負担で医療を受けることができます。また、「資格情報のお知らせ」の代わりに、スマートフォンでマイナポータル「健康保険証」の情報の画面を出し、マイナ保険証と一緒に提示しても医療を受けられます。

交付する人

- マイナ保険証を持っている人

交付するとき

- 12月2日以降、新規に資格を取得したときなど
- 70歳以上の人で、負担割合が変更になったとき

イメージ



窓口では
セットで!



詳細はこちら
(本市公式ウェブサイト)



この機会に、便利なマイナンバーカードを作成しませんか。
スマートフォンなどからご自分で申請できるほか、市民課や各総合支所の窓口でも申請でき、顔写真撮影も無料で行っています。ご本人の外出が難しい場合は、職員がご自宅や施設に伺い、申請の受付を行うことができます。市民課にご相談ください。
申請からおおよそ2カ月ほどでカードの受け取りが可能です。

問 本庁舎市民課（6番窓口）
TEL 0857-30-8195
FAX 0857-20-3909

**マイナンバーカードを
お持ちでない人は**

Q マイナ保険証を利用してれば、国民健康保険・後期高齢者医療（75歳未満で加入する人）の加入・脱退手続きは不要ですか？
A マイナ保険証を利用していても、加入・脱退手続きは必要です。

Q 資格確認書・資格情報のお知らせの交付には、申請が必要ですか？
A ご本人の申請によらず資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。12月2日以降に保険証の有効期限を迎える人には、有効期限までに資格確認書または資格情報のお知らせを郵送します。

Q 資格確認書・資格情報のお知らせの交付には、申請が必要ですか？

問 本庁舎保険年金課
国民健康保険・9番窓口
TEL 0857-30-8222
後期高齢者医療・13番窓口
TEL 0857-30-8225
FAX 0857-20-3906

**国民健康保険・
後期高齢者医療の
Q&A**